

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言発令に伴う対応について(お知らせ)

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言発令に伴う各業務の対応について、お知らせいたします。

1. マンション管理業務について

(1) お客様センター

感染予防及び感染拡大防止策を講じた上で通常通り業務を行いますが、お電話が繋がりにくい場合につきましては、恐れ入りますが当社ホームページお問い合わせフォームやFAQ、LINEチャットをご利用いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせフォーム】

<https://www.tokyu-com.co.jp/inquiry/form/mansion/select>

【FAQ よくあるご質問】

https://www1.fastcloud.jp/tcfaq/info_cc/web/index.html

(2) 設備緊急センター・保守点検・清掃・管理員業務

感染予防及び感染拡大防止策を講じた上で通常通り業務を行います。

2. マンション改修工事について

感染予防及び感染拡大防止策を講じた上で工事を着工・継続いたしますが、管理組合様、ご依頼主様からのご要望があれば案件ごとに対応させていただきます。

3. ビル管理業務について

各管理案件のオーナー・テナント様と協議の上、個別に対応させていただきます。

4. 社内対応について

在宅勤務、時差出勤を推奨し、会議や研修等可能な限りリモートでの対応いたします。
また出張、会食の自粛等、感染拡大防止策を講じてまいります。

お客様の安心・安全と健康の確保を最優先に考え、引き続き、感染拡大の防止に取り組んで対応してまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上